

秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和6年5月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 入札に付する事項

- (1) 委託名 令和6年度秋田県防災士養成研修業務委託
- (2) 委託期間 契約日から令和7年3月28日まで
- (3) 委託概要 「令和6年度秋田県防災士養成研修」の実施及び運営等業務

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 認定特定非営利活動法人日本防災士機構から研修機関として認証を受けており、かつ同機構の2024年度防災士養成事業実施ガイドラインにおいて、地方公共団体の受託対象機関として指定されていること。
- (3) 過去5年以内に国又は地方公共団体が発注した同種業務を受注した実績を有していること。
- (4) 秋田県から競争入札への指名停止又は参加資格停止中の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

3 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）及び同種業務の実績（様式第2号）を、メール、郵送又は持参により提出し、2に規定する入札参加資格の全てを満たしていることの確認を受けなければならない。

① 提出期間

令和6年5月9日（木）から令和6年6月14日（金）まで。なお郵送の場合は、令和6年6月14日（金）午後5時まで必着とする。

ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。

② 提出時間

午前9時から午後5時まで

③ 提出場所

秋田市山王3丁目1-1

秋田県総務部総合防災課 危機管理・防災支援チーム

④ 提出部数

1部

⑤ 入札参加資格確認申請書の配布

本公告と同時に秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に公告日から掲載し配布する。

- (2) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については、確認は行わないものとする。
- (3) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前であっても入札辞退届（様式第3号）を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4 設計図書等の交付

本委託に係る仕様書、実施要領、契約書（案）、金額を記載しない内訳書（以下「設計図書」という。）については、令和6年5月9日（木）から令和6年6月14日（金）までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

5 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に対する質問は、令和6年6月11日（火）午後5時までに秋田県知事に書面により行わなければならない。なお、質問書の提出方法は、メール又はFAXとする。
- (2) 上記質問に対する回答は、令和6年6月13日（木）までに秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

6 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）第160条から第163条までに規定するところによる。ただし、第162条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金免除申請書（様式第4号）を提出するものとする。

7 契約保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）第177条から第179条までに規定するところによる。ただし、第178条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金免除申請書（様式第7号）を提出するものとする。

8 入札の方法等

(1) 入札書の様式

別添「入札書」（様式第5号）の様式とする。

(2) 提出方法

3により入札参加資格確認申請書を提出した者は、(3)で定める入札執行の日時及び場所に入札書を持参し提出する方法のほか、(3)で定める入札執行の日時及び場所に必着で郵便により提出することができる。

なお、郵便による場合においては、業務委託名及び「入札書在中」の旨を表記した封筒に封入のうえ、更にこれを封書にして書留の取扱いにより差し出さなければならない。

(3) 入札執行の日時及び場所

令和6年6月20日(木)午後1時30分

秋田県庁第二庁舎4階 災害対策本部長室

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) その他

入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

9 開札の方法及び落札者の決定方法

(1) 開札は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

なお、代理人が入札を行う場合は、別添「委任状」(様式第6号)を要する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない職員を代理とし、くじを引かせて落札者を決定する。

(3) (2)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合は、当該落札候補者を落札者とする。ただし、落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合は落札者として決定しない。

(4) (3)によっては落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者(該当する者が2者以上である場合は(2)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(3)の確認等を行うものとする。

(5) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(6) 契約担当者は、(3)において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を速やかに通知する。

(7) (6)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(休日を除く。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(6)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、契約担当者に対して苦情の申し立てを行うことができる。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札

(2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札

- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 入札書を持参で提出した者のうち、開札に立ち会わなかった者のした入札
- (10) 入札書を郵便で提出した者のうち、開札時刻まで到着しなかった者のした入札
- (11) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

1 1 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 委託期間は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、入札公告及び設計図書等を熟知し、入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (7) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (8) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則の定めるところによる。

1 2 問い合わせ先

秋田県総務部総合防災課 危機管理・防災支援チーム

住 所：秋田市山王3丁目1-1

電 話：018-860-4563